

告示

埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六千四百十三平方メートル

（変更後） 八千八百一十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 三八九台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三六二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 八二九台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 五八五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三五二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四九五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 一〇九立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一六七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 未定（店舗一―一、一―二十九―三十一、一―三十九―四十二、

一―四十七） 午前十時から午後十時

未定（店舗一―五、一―八―二十八、一―四十三―四十六、二―

一―四、二―九―二十二、二―四十一、三―一―七、三―十三―

二十二） 午前十時から午後九時

（変更後） 店舗一―一、一―四―四十二、一―四十七 午前十時から午後

十時

店舗一―五、一―八〇九、一―十一〇十七、一―十九〇二十八、
二―一〇四、二―七、二―九〇十一、二―十三、二―十五〇二十
二、二―四十一、三―一、三―四〇七、三―十三〇十六、三―十
九〇二十二 午前十時から午後九時
未定（店舗一―三十二、一―三十五、一―五十〇五十二） 午前
十時から午後九時
未定（店舗一―三十六） 午前零時から翌午前零時
未定（店舗三―三十三〇三十四） 午前七時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十一時

（変更後） 荷さばき施設① 午前六時から午後十一時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和二年九月一日

ニ 届出年月日

令和元年六月十日

二 縦覧期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課